

## 自動継続自由満期型定期預金規定

### 1.(預金の預入限度等)

この預金の預入額は1円以上1,000万円未満とします。

### 2.(自動継続)

この預金は、証書記載の最長預入期限に自動的に自由満期型定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を口座開設店(以下「当店」という。)に申し出てください。

### 3.(預金の支払時期等)

この預金は、第5条に基づき解約されない限り、預金の全部または一部について預入日(継続したときはその継続日)の6か月後の応当日(以下「据置期日」といいます。)以後の任意の日利息とともに支払います。

この預金の一部支払いは、据置期日から証書記載の最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。ただし、この預金の元金金額が300万円を超える場合には、300万円を超える金額部分についてのみ一部支払いを請求することができるものとします。なお、この預金の一部支払いをしたときはその残りの金額について、引き続き自動継続の取扱いをします。

### 4.(利息)

この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時)に預入日から最長預入期限(解約するときは解約日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(以下「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算します。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について、一部支払い時に預入日から一部支払い日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算します。

6か月以上1年未満

1年以上2年未満

2年以上3年未満

3年以上4年未満

4年以上5年未満

5年

継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金または元金に組入れられます。

解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。

継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、次条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 5.(預金の解約、書替継続)

この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解

約をお断りすることがあります。

この預金の一部支払いをするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに当店に提出してください。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めてこの預金を据置期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続をした場合は最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

#### 6 .(規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以 上

(2020年4月1日現在)